

## 「2022 小樽市制 100 周年記念協賛事業」の名称使用ガイドライン

本市は、大正 11 年（西暦 1922 年）8 月 1 日に市制を施行し、令和 4 年（2022 年）8 月 1 日をもって 100 周年という大きな節目を迎えます。

本ガイドラインは、市制 100 周年という慶事を、全市を挙げて祝うため、各種団体等が主催して行う行事（イベント）に「2022 小樽市制 100 周年記念協賛事業」名の『冠』をかけて事業を実施できるように、この取扱いについて必要な事項を定めるものです。

使用にあたっては、事前に事業概要等を報告いただいた上で、以下の事項をお守りください。なお、使用される方は、本ガイドラインに同意いただいたものと見なします。

### 1 協賛事業の定義

#### (1) 対象事業

本市の市制施行 100 周年を広く周知する事業又は市制施行 100 周年を契機として本市の PR に資する事業とします。

#### (2) 名称

使用する名称は、「2022 小樽市制 100 周年記念協賛事業」とします。

<例> 2022 小樽市制 100 周年記念協賛事業 第〇回△△祭り

#### (3) 期間

使用期間は、原則として令和 4 年 5 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの期間に実施する事業とします。

### 2 使用の原則

以下のいずれかに該当する場合は、協賛事業の名称を使用できません。

- (1) 小樽市の信用や品位を損なうおそれがある事業
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがある事業
- (3) 営利を主たる目的とする事業。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りではない。
- (4) 政治的又は宗教的な活動を助長するおそれがある事業
- (5) 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれがある事業
- (6) 実施会場等において、公衆衛生、災害危険防止等の安全対策が十分に講じられていないおそれがある事業
- (7) 消費者の利益を害するおそれがある事業
- (8) その他、市長が適切でないと認めた事業

### 3 使用申請

- (1) 使用者は、協賛事業の名称を使用するにあたり、事業概要（事業名、実施期間、主催者、簡単な事業内容等）を報告してください。

報告にあたっては、専用の入力フォーム（下記 URL 参照）又は「「2022 小樽市制 100 周年記念協賛事業」名称使用届出書兼申請書」（第 1 号様式）（以下、「届出書兼申請書」という。）のいずれかを使用してください。

<入力フォーム><https://logoform.jp/form/fqKj/91589>



<届出書兼申請書の提出>下記担当へ郵送、持参又は電子メールにより提出できます。

- (2) 「2 使用の原則」(3) に規定する事業に名称を使用したい場合は、届出書兼申請書に事業内容を示す資料その他市が必要と認める書類を添えて、原則、事業実施の 3 週間前までに申請してください。申請後、市の審査を経て、申請者に対して名称使用の可否について「「2022 小樽市制 100 周年記念協賛事業」名称使用承認通知書」（第 2 号様式）又は「「2022 小樽市制 100 周年記念協賛事業」名称使用不承認通知書」（第 3 号様式）で通知（電子媒体による通知を含む。）します。

### 4 使用料金

協賛事業の名称の使用料金は無料です。

### 5 責任・免責

- (1) 市は、使用者がガイドラインに違反して協賛事業の名称を使用していると認めた場合、又は市の裁量で必要と判断した場合、使用者に対して、協賛事業の名称の使用停止、その他、市長が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとします。
- (2) 市は、協賛事業に対して、使用料の減免など特別な支援は行いません。また、事業等に要する経費、発生した損害又は賠償責任及び発生する諸問題について、一切その責任を負わないものとします。

### 6 広報への協力

事業のホームページやポスター等のデータがあれば、小樽市のホームページ等で広報を行います。また、データがない場合は、報告いただいた事業概要にて、広報を行います。

小樽市総務部総務課総務係

T E L : 0 1 3 4 - 3 2 - 4 1 1 1 (内線 2 1 3)

F A X : 0 1 3 4 - 2 5 - 1 4 8 7

E-mail : somu@city.otaru.lg.jp